

議案第 4 号

瑞穂町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

町職員の分限について、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 項及び第 28 条第 3 項」を「第 5 条第 1 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(失職の例外)

第 7 条 任命権者は、法第 16 条第 2 号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予

を取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町職員の分限に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第5条第1項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の基準、手続及び効果その他分限に関し定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第6条 略</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第7条 <u>任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</u></p> <p>第8条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第5条第1項及び第28条第3項の規定に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の基準、手続及び効果その他分限に関し定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第6条 略</p> <p>第7条 略</p>